

第2号様式(第10条関係)

令和3年4月27日

沖縄県会議長 殿

沖縄県議会議員

上里 善清



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 上里 善清

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	124,000	広報紙印刷
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	643,621	事務所家賃 電気代 水道代
事 務 費	264,810	コピー機リース代・カウント代 電話・fax代 パソコン代等
人 件 費		
合 計	1,032,431	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 317,569 円



- 広報紙 印刷代  
ウエザト善清議会活動報告(2020年~2021年)
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 124,000 円 (会派250,000円・議員124,000円)

お客様No. 006463

書號 000601

領 収 証

No. 161349-1

西原町字翁長240-4

こーぼこはつ101

上里善清 様

日 付	2021年03月30日
金 額	¥374,000※

上記の通り正に領収致しました。

■入金内訳

内 訳	金 額	摘 要
現金	¥374,000	議会報告

丸正印刷株式会社

〒903-0211

沖縄県西原町小那覇1215番地

TEL 098-835-8181 FAX 098-835-8184



納 品 書

約定・郵便 No. 275769-1-A

西原町字翁長240-4  
こーぼこはつ101  
上里善清 様

令和 3年 3月 30日

丸正印刷株式会社

お客様コード 006463

代表取締役 本部 高 正 明  
本社/〒903-0211沖縄県西原町小那覇1215番地  
TEL (098)835-8181(代) FAX (098)835-8184

発注番号 0179305-01/001

担当者

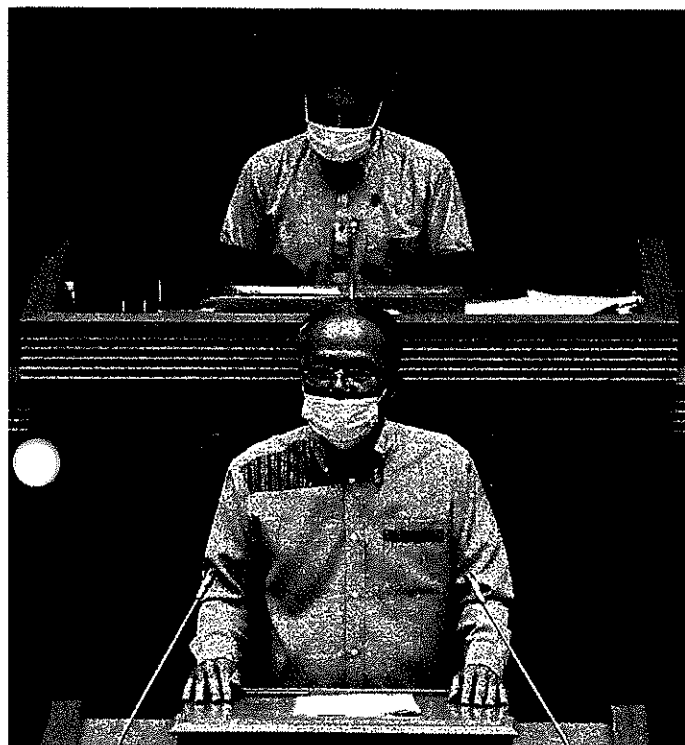
品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税等	受領印欄
議会報告	25,000	部	13.50	340,000	34,000	
■ 以 下	余 白	■				
				税抜き合計	消費税等計	御請求額
				340,000	34,000	374,000

# 広報紙充当可能割合確認票

議員名

上里 善清

広報紙名	紙面割合
県議会議員 ウ エガト善清 議 会報告 2020年 ~2021年	●全体面積: $36\text{cm} \times 25.6\text{cm} \times 2\text{面} = 1843.2\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = $0\text{cm}^2$ ① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ② $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ③ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ④ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ⑤ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 1843.2\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$ 以下



## ハイサイグスーヨー チュウウガナビラ!

### チャーガンジュー、シミソーガヤーサイ

はじめに、昨年の新型コロナウイルス発生以来、罹患されお亡くなりになられた皆様方に哀悼の意を表するとともに、罹患された方々の早期の回復のため、自らの命を顧みず頑張っています医療関係者に対し心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、本来でしたら私の議会活動や調査等をまとめ議会報告会をいたしたいのですが、コロナの状況を勘案し実施できないことをお詫び申し上げます。議会報告会の代わりに議会報告を作成いたしました。これからも皆様方のご負担に応えられるよう、なお一層精進し頑張る所存であります。今後とも皆様方のご鞭撻・ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 県議会議員 ウエザト善清

## 県知事への質問

【知事の政治姿勢について質問①】陸自の(水陸機動団)を辺野古へ常駐させることが制服組の間で極秘に合意されていたことが判明しています。文民統一(シビリアンコントロール)を逸脱する暴挙であり到底看過できない。知事の見解を伺う。

【知事答弁①】沖縄県民は加重な基地負担を強いられ続けており、これ以上の負担は受け入れることはできません。今回の報道にあるような県内米軍施設等における共同使用は、さらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できない。

【質問②】辺野古新基地設計変更について審査進捗と県の判断はいつ頃になるか伺う。

【知事答弁②】沖縄県では、地盤の再調査の必要性等について、2月22日付で13項目96件の2次質問を行ったところであります。

今後、沖縄防衛局の回答を詳細に確認する必要があることから、現時点において処分を行う時期を予測することは困難であります。

【質問③】32軍司令部壕は本土決戦まで時間を稼ぐため、降伏せず住民を巻き込むことを決定した場所です。当時の沖縄戦の実相を伝える貴重な戦跡であり、保存・公開すべきと考えます。知事の見解を伺う。

【知事答弁③】第32軍司令部壕が果たした役割等歴史的事実を検証するとともに、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承するために、今年1月に専門家で構成する検討委員会を設置したところであり、同委員会の中で壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承の在り方等について議論を進めてまいります。

## その他の 質問

- ①日米地位協定の抜本的改定について
- ②自民党による憲法改憲発議について
- ③辺野古新基地について
- ④県公共事業の県内優先発注について
- ⑤米軍那覇港湾の移設について
- ⑥SACO合意見直しについて
- ⑦SDGsの次期振興計画施策への反映について
- ⑧有機フッ素化合物PFOSについて
- ⑨海兵隊のリバティ制度・新型コロナウイルス感染対策指針の順守について
- ⑩首里城再建について
- ⑪地球温暖化対策について
- ⑫県営住宅の新設・増設を含めた住宅施策について
- ⑬那覇空港陥没事故について
- ⑭県・国発注の公共工事の県内業者優先発注について
- ⑮家電製品・放置漁船等の対策について
- ⑯闘鶏禁止について
- ⑰健康増進策について
- ⑱地下埋蔵資源・海洋資源の開発について
- ⑲県財政について

## 要請行動



新型コロナウイルス対策にかかる政策提案(要請)



新型コロナウイルス基地外居住者の検査徹底と要請



北中城村仲順の土砂崩れの早期整備要請(2020年9月) 令和3年に完成



北中城村島袋の県道22号線の側溝の整備要請

## 6月定例議会質問(2020年6月)

- ① サンライズベルト構想とMICE施設の検討委員会における進捗状況について。
- ② 小波津川整備の工期の遅れの理由について。
- ③ 県道那覇北中城線の工期遅れについて。
- ④ 県道浦添西原線の工期遅れについて。



西原町の小波津川を視察



県道那覇北中城線(左)



県道浦添西原線(右)の視察

## 9月定例議会質問(2020年9月)

- ① MICE施設の運営手法について。
- ② 東海岸サンライズベルト構想について。
- ③ 鉄軌道導入について。



西原マリンタウン内のMICE施設予定地を視察

## 2月定例議会質問(2021年2月)

- ① 本島南部戦跡周辺での土砂採取について。
- ② 米軍専用施設面積50%以下目標について。
- ③ 32軍司令部壕の保存・公開について。
- ④ 陸自の「水陸機動団」辺野古常駐について。



本島南部戦跡周辺の土地採取地を視察





- 家賃 手数料6万円 + 令和2年7月～令和3年3月分
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 601,200 円

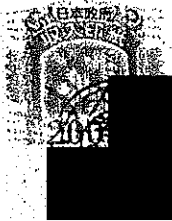
事務所費

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

上里 善清 様

令和2年7月7日



\* ¥ 1,800,000 -

領収金額 1,800,000円 (税込)

上記正に領収いたしました

内 訳 ① 敷金 ¥60,000 ② 7月家賃 ¥60,000 ③ 903-0124 沖縄県西原町字兵庫192-2  
 税抜金額 ③ 雑費 ¥60,000  
 消費税額等 ( % )

**アールエフ**

代表者 安座間 弘  
 TEL (098) 946-3553

コクヨ ウケ-78

3	2-8-6	振出	*60,150	家賃
5	2-9-7	振出	*60,150	家賃
9	2-10-6	振出	*60,150	家賃
15	2-11-6	振出	*60,150	家賃
19	2-12-7	振出	*60,150	家賃
25	3-1-6	振出	*60,150	家賃
31	3-2-8	振出	*60,150	家賃
37	3-3-8	振出	*60,150	家賃

事務所費

- 電気代
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 25,661 円

4	2- 8-14	振出	*5,637	オキナワテ"ンリヨク 8ツキ
6	2- 9-14	振出	*3,195	オキナワテ"ンリヨク 9ツキ
10	2-10-12	振出	*1,851	オキナワテ"ンリヨク10ツキ
15	2-11-13	振出	*2,185	オキナワテ"ンリヨク11ツキ
20	2-12-14	振出	*1,749	オキナワテ"ンリヨク12ツキ
3	3- 1-15	振出	*3,016	オキナワテ"ンリヨク 1ツキ
7	3- 2-12	振出	*2,442	オキナワテ"ンリヨク 2ツキ
12	3- 3-12	振出	*2,805	オキナワテ"ンリヨク 3ツキ
18	3- 4-13	振出	*2,781	オキナワテ"ンリヨク 4ツキ

事務所費

- 水道代
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 16,760 円

7	2-9-23	振出	*2,095	ニシハラスイト	ウ08ツキ
11	2-10-20	振出	*2,095	ニシハラスイト	ウ09ツキ
17	2-11-20	振出	*2,095	ニシハラスイト	ウ10ツキ
21	2-12-21	振出	*2,095	ニシハラスイト	ウ11ツキ
27	3-1-20	振出	*2,095	ニシハラスイト	ウ12ツキ
31	3-2-22	振出	*2,095	ニシハラスイト	ウ01ツキ
16	3-3-22	振出	*2,095	ニシハラスイト	ウ02ツキ
20	3-4-20	振出	*2,095	ニシハラスイト	ウ03ツキ

# 事務所概要申告票

議員名 上里善清

## 1. 物件の所在

住所	中頭郡西原町字翁長 240-4	
電話番号	098-943-4101	

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 (ドリームハウス ) ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上里善清



賃借人 氏名



住所



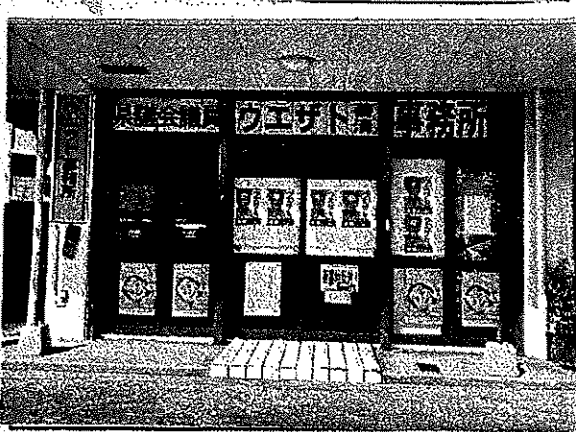
# 事務所費充当状況申告票

議員名 上里善清

## 1. 事務所の状況

住所 中頭郡西原町字翁長 240-4

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合 100%

充当割合の説明：

政務活動のみの為

(関係経費)

家賃(月額)	<u>¥60,000</u>	円
その他	<u>手数料 ¥60,000</u>	円
		円

(充当額)

家賃(月額)	<u>¥60,000</u>	円
その他	<u>手数料 ¥60,000</u>	円
		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上里善清



# 貸室賃貸借契約書

期間 自令和2年7月1日  
至令和4年6月30日

名称 こぼこぼつ

賃貸人

賃借人 上里 善清

〒903-0124 沖縄県西原町字呉屋102-2

## ドリームハウス

TEL (098) 946-3553

FAX (098) 946-3646



比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料の増減をすることができる。

第4条 (延滞害金)

乙が賃等の全部又は一部の支払いを延滞した場合、延滞した日数が15日を過ぎた場合は、一律1,000円の遅延損害金を甲に支払う。

第5条 (敷金・礼金)

1. 乙は敷金として金 60,000 円、礼金として金        円を甲に支払い甲はこれを受領した。
2. 敷金返還の時期は、乙がすべての精算及び明け渡しを完了した後とし、その 10 割を返還する。但し、契約未満の退去に関しては敷金没収とする。
3. 敷金の返還は乙の本件貸室退後、現状回復のための検査・見積後とする。但し未納家賃その他債務があればこれらを返還すべき敷金の中から差引いたうえ退去後30日以内に残金を返還する。
4. 乙は前項の場合以外、敷金をもって本契約に関する支払いに充当することはできない。敷金には利息をつけない。

第6条 (転貸等の禁止)

乙は賃借権を第三者に転貸又は譲渡ししてはならない。これに違反した場合、甲は即時本契約を解除することができる。その際、乙は即時本件貸室を完全に明け渡さなければならない。

第7条 (建物付属設備の設置)

乙は本物件に内装工事や模様替え等を行ってはならない。但し、甲の同意を得ればこの限りではない。その費用は乙が負担する。

第8条 (立ち入り点検)

甲又はその代理人は、建物の保全、放火、防犯、救護等に関し、必要ある時は、本物件内に立ち入り必要な処置をすることができる。この場合、乙は甲に全面的に協力しなければならない。



第9条 (棄損等による賠償責任)

乙、又はその使用人及び乙に関わる者が、本物件・その付属並びに共用部分を毀損または滅失した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を通知し、この回復に要する損害を賠償しなければならない。

第10条 (契約の解除)

乙が次の場合の1つに該当した時は、甲は何等の通知催告を要しないで、直ちに本契約を解除して、乙に対して明け渡しを求めることができる。

1. 2カ月以上、賃料の支払いを怠った時。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、本契約に於ける信頼関係を著しく害すると甲が判断した時。
3. 乙又はその使用人、及び乙に関わる者が反社会的と認められる団体(暴力団過激な政治活動集団)関係者であり、且つ近隣住居者の平穏を害する恐れのある行為があった時。
4. 騒音その他、甲及び近隣に迷惑となる行為をした時
5. 無断で本物件から退去した時、又は正当な事由なく2カ月以上本物件を使用しない時。
6. 乙が甲の書面による事前の承諾なく本物件を第三者に転貸し、又は当該賃借権を譲渡した時。
7. 本物件を第1条の事業以外の用に供したとき。
8. 契約に際し、乙又は連帯保証人の提出した契約書及び添付書類等に虚偽があったとき。
9. 銀行取引の停止又は破産手続き・民事再生手続き・会社更生手続き等の開始があった時。

第11条 (明け渡し)

本契約終了と同時に乙は、次の通りに従って賃借物件を明け渡すものとする。

1. 乙は退去に伴う電力、ガス、水道代等の最終料金精算手続きと、鍵の返還を速やかに行う。
2. 乙は、乙の費用により新設、付加した諸造作、設備及び乙所有の物品を乙の費用を以て収去し、本契約締結時の現状に復するとともに建物内外の清掃及び、ゴミ、汚物等の撤去処理をして明け渡すこと。

3. 乙が賃貸物件を現状に復さない時は、甲は自力で諸造作設備等を撤去し、その費用は乙が負担とする。
4. 前項の定めに関わらず、甲は、乙が改造等をした部分について乙との話し合いにより、無償にて存置せしめることができるものとする。
5. 乙が賃借物件を明け渡した後に、残した物品がある時は、その所有権を放棄したものとみなして、任意に処分しても乙は一切異議を述べない。
6. 本契約終了と同時に、乙が賃借物件を明け渡さない時は、本契約終了の翌日から起算して明け渡し完了に至るまでの賃料相当額ならびに電気、ガス、水道料金等甲が破った損害給を賠償しなければならない。
7. 乙は明け渡しに際し、その事由、面目の如何にかかわらず、移転料、立退料、権利金等一切の請求をすることができない。

#### 第12条(契約期間中の修繕)

1. 甲は第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2. 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない
3. 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙はこれを賠償する。

#### 第13条(乙からの解約)

1. 乙は甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

第14条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は本契約条項を承諾の上、乙の甲に対する本契約に係る一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。
2. 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
3. 乙が行方不明等により連絡が取れない場合は、連帯保証人にすべてを一任したものとみなし、甲は連帯保証人とともにすべての処置を行う

第15条 (紛争処理)

本契約について甲乙双方は、紛争の発生を避けるように努めなければならない。

尚、紛争が発生した時の訴訟は、甲の所在管轄裁判所にて行うものとする。

第16条 (特約条項)

1. 乙は本物件に付属する駐車場の使用方法について、甲の指示に従う
2. 本物件退去に際し、室内の清掃費用は乙負担とする。

事務所費

令和 3 年 4 月 26 日

貸 貸 人 (甲) 住 所 [Redacted]

氏 名 [Redacted]

貸 借 人 (乙) 住 所 西原町字兼久267-3

氏 名 上里善清

連 帯 保 証 人 住 所 [Redacted]  
(極度額 ¥1,440,000-)

氏 名 [Redacted]

連 帯 保 証 人 住 所 [Redacted]  
(極度額 ¥1,440,000-)

氏 名 [Redacted]

仲 介 人

〒903-0124  
沖縄県西原町字呉屋102の2  
ドリー ム ハ ウ ス [Redacted]  
TEL 9 4 6 - 3 5 [Redacted]  
宅地建物取引主任者 [Redacted]



事務費

- コピー機リース代 令和2年8月分～令和3年3月分
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 88,000 円

			8月 9日
8	2-10-5	振出	*22,000 シャ-7°ファイナンス
			10月
14	2-11-4	振出	*11,000 シャ-7°ファイナンス
			11月
18	2-12-3	振出	*11,000 シャ-7°ファイナンス
			12月
23	3-1-4	振出	*11,000 シャ-7°ファイナンス
			1月
5	3-2-3	振出	*11,000 シャ-7°ファイナンス
			2月
10	3-3-3	振出	*11,000 シャ-7°ファイナンス
			3月
17	3-4-5	振出	*11,000 シャ-7°ファイナンス

事務費

- 電話・FAX代
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 28,650 円

9A. 10月  
13 | 2-11-2 | 振出 | \*7,508NTT 0079717804

11月 12月  
22 | 3-1-4 | 振出 | \*7,488NTT 0079717804

1月 2月  
9 | 3-3-1 | 振出 | \*7,490NTT 0079717804

3月  
12 | 3-3-31 | 振出 | \*6,166NTT 0079717804

- パソコン代
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 100,000 円

事務費

令和3年2月1日

領収証

No 006922

上田 善清 様

お客様コード 2987



領収金額 110,000 円也

経理検印	担当者	伝票発行人

内訳	金額	摘要
現金		ネットパソコン代
小切手		
手形		
相殺		
値引		

(株)西事務  
〒903-0117  
沖縄県中頭郡西原町字長66  
TEL (098) 946-4649  
FAX (098) 945-3300

上記の通り領収致しました。

※社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

- プリンタ初期設定費用
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 26,280 円

令和3年2月1日

領収証

No 006923

上田 善清 様

お客様コード 2987

収入  
印紙

領収金額 26,280 円也

経理検印	担当者	伝票発行人

内訳	金額	摘要
現金		プリンタ設定費
小切手		
手形		
相殺		
値引		

(株)西事務  
〒903-0117  
沖縄県中頭郡西原町字長66  
TEL (098) 946-4649  
FAX (098) 945-3300

上記の通り領収致しました。

※社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊



- コピー機カウント代
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当金額 21,880 円

2023年4月13日

領 収 証

No 007063

上里 善清 様

お客様コード 2987

収 入  
印 紙

領収金額 ¥21,880 円也

経理検印	担当者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現金		R2 9月~R3 3月分迄 カウント代として
小切手		
手形		
相殺		
値引		

(株)西 事   
 〒903-0117  
 沖縄県中頭郡西原町字長嶺661-2  
 TEL (098) 946-4649  
 FAX (098) 945-3300

上記の通り領収致しました。